

平成10年職福－443 新旧対照表（平成23年職職－107関係）

改正後	改正前
<p>第3条関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 この条の第2号の「人事院の定めるもの」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、<u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。</u></p> <p>4・5 （略）</p>	<p>第3条関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 この条の第2号の「人事院の定めるもの」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（<u>当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。</u>）を出迎えるため<u>赴く職員とする。</u></p> <p>4・5 （略）</p>